

堺市市民活動活性化基本方針

令和 8 年 3 月

堺 市

堺市市民活動活性化基本方針 目次

第1章 はじめに

- 1 改定の趣旨・目的…………… 1
- 2 位置づけ…………… 1
- 3 期間…………… 1
- 4 市民活動とは…………… 1
- 5 NPO 法人（特定非営利活動法人）とは…………… 2

第2章 現状と課題

- 1 社会的背景…………… 3
- 2 本市の主な取組…………… 4
- 3 各主体の課題整理…………… 6

第3章 基本理念

- 1 基本的な考え方…………… 7
- 2 市民活動活性化の視点…………… 7
- 3 市民活動における協働の基本原則…………… 8

第4章 取組の推進

- 1 方向性と主な取組…………… 9
- 2 取組の推進…………… 10

参考資料

- 1 用語の説明…………… 11
- 2 ご助言をいただいた有識者の皆様…………… 12

第1章 はじめに

1 改定の趣旨・目的

本市では、平成28年3月に改定された「堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針」に沿って、NPO法人をはじめとした様々な団体が行う市民活動を支援してきました。

現在、行政だけでは解決できない地域課題を、多様な主体による市民活動が補完し対応しており、持続可能な地域社会の実現には市民活動の活性化が不可欠です。

多様化・複雑化する社会課題や地域課題の解決に向けて、堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針を改定し、市民活動のすそ野を広げ、市民活動団体が持続的に活躍できるよう、多様な担い手との連携・協働を促す取組を進めます。

〈これまでの策定経過〉


- 平成13年9月 「堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針」策定
- 平成28年3月 「堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針」改定

2 位置づけ

堺市市民活動活性化基本方針は、堺市基本計画 2030、堺市 SDGs 未来都市計画（2026～2030）を上位計画とし、その他関連計画との整合性を図り、改定します。

▶各計画の内容は、堺市ホームページ「堺市基本計画 2030」「堺市 SDGs 未来都市計画」から検索可能です。

【市民活動と SDGs について】



SDGs 目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」は、持続可能な社会を実現するために、お互いに協力し合うことの大切さを示しています。

パートナーシップの強化は、SDGs のすべての目標を達成する有効な手段のひとつといえます。多くの団体や個人が広くつながることにより、パートナーシップの力で社会課題を解決していきたいと考えます。

3 期間

堺市市民活動活性化基本方針の期間は設けていません。長期的な視点で施策を推進し社会情勢の変化を見極めながら、必要に応じて柔軟に見直しを行います。また、各上位計画の改定時には、方針見直しの必要性について検討します。

4 市民活動とは

- 「市民活動」とは、市民による自発的で公益性及び非営利性を有する活動をいいます。
- 「市民活動団体」とは、市民活動を行う団体であり、堺市市民活動活性化基本方針では、特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」）、ボランティア団体、また地域住民が中心となり地域のために活動している団体（以下「地縁団体（組織）」）も含まれます。さらに、活動や事業の内容によっては一般社団法人や一般財団法人なども対象となります。
- 社会が大きく変化し続ける中、市民活動の持つ多様性・柔軟性・専門性といった特性を発揮することで、地域課題の解決や市民が求めるサービスの提供に貢献することが期待されています。

5 NPO 法人（特定非営利活動法人）とは

○NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体です。

特定非営利活動促進法は、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動（*1）の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的として、平成 10 年 3 月に制定されました（平成 10 年 12 月 1 日施行）。

（*1）特定非営利活動とは、法律で掲げられた 20 種類の分野に該当する活動（保健医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動など）であり、不特定かつ多数の者の利益に寄与することを目的とします。

○法人格の取得により、各種法令に基づく届出や納税など、様々な義務や責任が生じる一方、法人名義での契約締結や財産管理が可能となります。また、情報公開が義務付けられていることから、社会的な信用を得やすくなることが期待されます。

「営利を目的としない」とは？

NPO 法人になる基準として定められている「営利を目的としない」とは、団体の構成員（役員・会員）に対し収益を分配することや財産を還元しないことをいいます。

NPO 法人が行う事業によって、収益を得ること自体は認められますが、事業で得た収益は法人の特定非営利活動に充てなければなりません。

なお、事業運営に必要な従業員への給料は収益の分配には当たりません。

▶認定 NPO 法人とは・・・

NPO 法人のうち、適正な事業活動などの一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受けた法人です。認定 NPO 法人になると、税制上の優遇措置を受けることができます。

●認定を受ける際の基準の一つとして、パブリック・サポート・テスト（PST）基準があります。

寄附金を通じて広く市民から支援を受けているかどうかを判断する基準です。

●有効期間は認定の日から起算して 5 年間です。引き続き認定 NPO 法人として活動を行おうとする法人は、認定の更新を受ける必要があります。

▶特例認定 NPO 法人とは・・・

設立後 5 年以内の NPO 法人のうち、PST 基準を除き特例認定を受けた法人です。

●有効期間は、特例認定の日から起算して 3 年間です。有効期間の更新はありません。

【多様化する法人形態】

地域や社会の課題解決を目的とした事業活動は、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスとも呼ばれており、多様な法人が活動しています。

○一般社団法人・一般財団法人・労働者協同組合等

平成 18 年の公益法人制度改革により、一定要件を満たせば一般社団法人や一般財団法人を設立できるようになりました。また令和 4 年 10 月には労働者協同組合法が新たに施行されました。これらの法人は、NPO 法人よりも法人設立に要する期間が短いことなどから、全国的に設立数が増加しています。

また、一般社団法人や一般財団法人は、公益性の基準を満たすことで、公益社団法人や公益財団法人になることができます。その他、社会福祉法人なども含め、設立できる法人の選択肢が増えていきます。

○社会的企業

企業活動を通して社会課題を解決・改善しようとする株式会社などの営利を目的とした法人です。資金調達の方法や利益の還元方法が NPO 法人とは異なります。

なお、企業の社会貢献活動（CSR 活動）は、営利を追求するだけでなく持続可能な社会に向けて様々な取組を進めることを意味します。

第2章 現状と課題

1 社会的背景

(1) 人口減少・高齢化、単独世帯の増加

- 本市の人口は、令和2年（2020年）国勢調査において約82万6千人（令和2年10月1日現在）でしたが、令和27年（2045年）には70万人を下回ると見込まれています。
- 年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は今後も減少する一方で、高齢者の割合は令和2年の28.2%から令和27年には37.1%に上昇する見込みです。
- 世帯構成では、令和2年時点の約36万6千世帯のうち、単独世帯は約13万5千世帯（うち65歳以上が約5万2千世帯）を占めており、今後も増加傾向が続くと見込まれます。

(2) 社会課題・地域課題の多様化・複雑化

- 人口減少や高齢化、単独世帯の増加に加え、定年延長や共働き家庭の増加などにより、地域コミュニティのつながりが希薄化し、孤独・孤立状態にある人が増えています。
- 生活に困っている人、障害のある人、子育て中の家庭、高齢者など、支援を必要とする人の状況は多様化・複雑化しており、分野を超えた包括的な支援が必要です。
- これからの社会を支える人材を育て、確保することも重要です。地域社会を構成する多様な市民が、それぞれの立場や経験を活かして活躍することが求められます。

(3) 市民活動への支援・寄附方法の多様化

- 近年では、クラウドファンディングや定額制の継続寄付など、オンラインを活用した支援の仕組みが広がっており、個人が気軽に市民活動を応援できる環境が整いつつあります。
- 企業による市民活動団体への寄附や物資提供など、社会貢献活動の一環としての支援も進んでおり、活動資金の確保方法が多様化しています。また、企業と市民活動団体との連携・協働によるそれぞれの強みを活かした地域課題解決への取組が求められています。

(4) 新型コロナウイルス感染症による社会の変化

- 令和2年（2020年）に拡大した新型コロナウイルス感染症は、社会のあり方に大きな変化をもたらしました。ICT技術の活用が進み、テレワークなどの柔軟な働き方により時間的余裕が生まれることで、地域活動や社会参加への関心が高まる可能性もあります。
- 情報流通の変化により、好きな時間に利用できるオンデマンド型の動画配信やSNSの利用が拡大し、オンラインで情報を得る機会が増加しました。これらのツールを効果的に活用することで、これまで情報が届きにくかった層へもアプローチできる可能性が高まります。
- NPO 法人においては、社会の変化を念頭に置き、情報発信ツールやオンラインの活用、小規模分散型の事業展開など、活動形態の見直しが行われています。

(5) 自然災害を契機としたボランティア活動への関心の高まり

- 地震や水害など、自然災害による被害が深刻化しています。南海トラフ地震の発生も懸念されており、災害時における「自助」「共助」「公助」の役割が改めて注目されています。
- 災害時の「共助」の重要性が再認識される中、ボランティア活動への関心が高まりつつあり、若い世代を中心に SNS による情報発信やクラウドファンディングを通じた支援など、共感を基盤とした自発的な活動が広がることが期待されています。

○災害に備えて個人ができる「自助」の取組として、地域の防災訓練への参加や備蓄の見直しなど、個々の意識と行動の変化が重要です。

2 本市の主な取組

(1) 市民活動に関する支援拠点

- 堺市内のボランティアグループやNPO法人など、市民活動団体の活動を支援するための拠点として、堺市総合福祉会館の2階に「市民活動ひろば」を設置しています。
- 「市民活動ひろば」は、ハード面での支援を担う「堺市民活動サポートセンター」と、ソフト面での支援を担う「堺市市民活動コーナー」を総称した名称です。

◆堺市民活動サポートセンター（運営：堺市社会福祉協議会）

貸出サービス（事務所、簡易事務所、ロッカー、メールボックス）、ミーティングルーム、ワークステーション（印刷機、紙折機、裁断機）など



堺市民活動サポートセンター
受付



簡易事務所



ワークステーション

◆堺市市民活動コーナー（運営：堺市）

市民活動に関する情報の収集・提供、NPO法人の設立・運営等に関する相談、NPO運営力強化セミナーの実施、NPO法人等個別支援、協働コーディネーターによるマッチング等



堺市市民活動コーナー受付



セミナーの様子



個別サポート成果報告会

(2) 市民活動に関する情報発信

- 堺市市民活動コーナー（以下、「市民活動コーナー」という）では、市内 NPO 法人や登録団体に向けて「市民活動コーナーNEWS」などを通じて市民活動に関する情報を発信しています。また、市民活動コーナーや市役所本庁舎において、各団体のチラシを配架するなど広報活動を支援しています。
- 市民活動に関する情報を、若年層も含めてより広く市民に届けられるよう、SNS などのデジタルツールの活用も含めた情報発信の手法を工夫する必要があります。

(3) 市民活動に関する相談支援

- 市民活動コーナーでは、市民活動や NPO 法人の設立・運営に関する相談、寄附・助成金獲得に関する情報を提供しています。
- 相談窓口や情報提供の支援体制に加え、より広く効果的に活用していただけるよう内容の充実を図る必要があります。

(4) 各種セミナーの開催、個別サポートの実施

- NPO 法人の設立を検討する団体や成長段階に応じたセミナーを開催しています。さらに、税理士や中小企業診断士などの専門家による伴走支援プログラムを通じて、法人の課題解決や運営基盤の強化を図る個別サポートも実施しています。
- 各種セミナーや個別サポートによる成果は見られるものの、法人ごとの課題や個別ニーズに対して、的確に対応できる支援体制の構築が必要です。

(5) 協働機会の創出を目的とした交流会の実施

- 市民活動コーナー主催の各種セミナーや個別サポートをきっかけに、多様な主体が出会い、協働の機会創出につなげるための交流会を実施しています。
- 参加団体の偏りや交流の場が単発的なものにならないように、幅広い交流の機会を提供し、継続的な連携・協働につながるような取組が求められます。

(6) 協働事業の理解促進に関する職員研修の実施

- 行政職員の協働事業に対する理解と意識の向上を目的に、協働に関する講義や事例の共有、市内 NPO 法人へのインタビューを通じた活動紹介などの職員研修を実施しています。
- 職員の協働に対する理解を深め、実際の業務に活かすことができるよう研修の内容を工夫するなど、更に職員の意識向上を図る必要があります。

(7) 大阪公立大学ボランティア・市民活動センター（V-station）との連携

- 大学生をはじめ高校生など若年層の社会参加意識の醸成を図ると同時に、大学が有する人的・知的資源を活用し、地域課題の解決や市民活動の活性化に取り組んでいます。
- 若年層の市民活動への参加は広がりを見せているものの、継続的に関心を持ち続け、主体的な参加につながるような取組が求められています。



大阪公立大学ボランティア・市民活動センター（V-station）社会貢献セミナーの様子

3 各主体の課題整理

市内のNPO法人・ボランティア団体などへの聞き取り調査を通じて、市民活動に関わる各主体が抱える課題を整理しました。これにより、今後の取組の方向性を明確にし、より効果的な市民活動の推進につなげます。

【1】NPO法人・ボランティア団体

現状	○NPO法人数 令和7年3月末時点 259 法人（堺市所轄法人） ○認定NPO法人数 令和7年3月末時点 4 法人（堺市所轄法人） ○堺市社会福祉協議会登録のボランティア団体数 令和7年3月末時点 235 団体
課題	○スタッフの高齢化や人材不足が進行、活動継続に向けた担い手の確保・育成が必要 ○助成金や寄附など資金源が限られており安定した運営のための財政基盤が弱い

【2】地縁団体（組織）

現状	○防災・防犯などの活動を通じて、地域コミュニティの基盤を支えている ○市内の自治会加入率 令和7年度 47.9%（平成27年度 60.6%）
課題	○地域活動への市民参加が低調（活動機会はあるものの、参加者が限られている） ○加入率の低下と高齢化により役員などの担い手が不足、将来的な活動継続に不安

【3】企業

現状	○企業の社会的責任（CSR）としての寄附、社員派遣などの社会貢献活動の実施 ○専門性を活かした協働やプロボノ、技術提供など、多様な連携方法の広がり
課題	○市民活動団体との接点が少なく、協働の機会が十分に確保されていない ○協働への理解促進や信頼関係の構築など、連携促進の必要性

【4】大学

現状	○企業や行政との連携、地域住民と学生との交流を通じた市民活動への参加 ○ボランティア相談窓口の設置や情報提供、受入れ先との調整などの支援体制の整備
課題	○学生の関心や価値観の多様化に対応した支援体制の充実と参加機会の創出が必要 ○柔軟な参加スタイルや単位認定など、制度面の整備も求められている

【課題整理】

課題 1	市民活動への意識の希薄化と参加機会の不足 市民活動への関心が十分に高まっておらず、参加のきっかけや機会が限られている状況です。市民の意識醸成と、すべての人が参加しやすい環境整備が求められます。
課題 2	市民活動団体における組織運営や財政面の脆弱性 多くの団体が人材や財源の確保に課題を抱えており、安定的かつ持続可能な活動のためには、運営基盤の強化が必要です。
課題 3	市民活動団体の連携・協働機会の不足 複雑化する地域課題に対応するためには、団体同士や他の主体との連携・協働が不可欠です。

第3章 基本理念

1 基本的な考え方

市民活動の活性化を通じて、すべての人が安心して暮らせる
持続可能な地域社会の実現をめざします

近年の社会環境の急激な変化により、地域や社会が抱える課題は多様化・複雑化し、支援を必要とする人々も増加しています。こうした課題に対して、市民活動は「多様性」「柔軟性」「専門性」といった特性を発揮し、地域資源を有効に活用しながら、行政の対応が難しい分野にも独自の立場で取り組むことができます。

また、市民活動は行政とは異なる視点から市民ニーズに応え、サービスを提供する重要な担い手として期待されています。

市民活動の活性化を通じて、すべての人が安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現をめざします。

2 市民活動活性化の視点

「市民活動の活性化を通じて、すべての人が安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現をめざす」という基本理念のもと、「市民活動活性化の視点」と「取組の方向性」について示します。

市民活動活性化の視点		取組の方向性
視点1 はじめる	市民活動をはじめるきっかけを作り、活動の輪を広げます	方向性1 市民活動への理解促進と人材の育成
視点2 ささえる	市民活動団体が継続的に活躍できるよう支援します	方向性2 市民活動団体の運営力強化
視点3 つなげる	多様な主体がつながり、協働できるよう取組を進めます	方向性3 多様な主体との連携・協働

3 市民活動における協働の基本原則

市民活動をより活発にするためには、各主体が十分な議論を重ね、相互の信頼関係を築くことが重要です。市民活動を進展させ、連携・協働の関係を構築する際の基本原則として、次の点が挙げられます。

基本原則	内 容
自主性・自立性尊重の原則	市民活動の自主性・自立性を尊重すること
目的共有の原則	何のために協働するのかという目的意識を共有すること
対等の原則	お互いに対等な関係であることを認識すること
相互理解・補完の原則	お互いをよく理解し、相互に補い合いながら分担すること
情報公開の原則	積極的に情報を開示し、公開性・透明性を確保すること

第4章 取組の推進

1 方向性と主な取組

市民活動活性化の視点1 はじめる

方向性1 市民活動への理解促進と人材の育成

市民活動への理解を深め、参加のきっかけとなる機会を提供します。あわせて、新たな担い手の確保・育成に向けた支援を行うことで、市民活動のすそ野を広げます。

取組項目	取組内容
市民活動に関する情報発信の強化	市民活動への関心を高め、参加のきっかけとなるよう活動事例の紹介を含めた情報発信を行います。情報紙や SNS など多様な媒体を活用し、市民活動を身近に感じられるよう工夫します。
若年層の市民活動への参加促進	大学生や高校生などの若年層が市民活動に関心を持ち、参加を促進する取組を進めます。大阪公立大学のボランティア・市民活動センターと連携し、若年層の社会参加への意識を高める取組を展開します。
新たな担い手の育成に向けた取組	市民活動団体が抱える高齢化や人手不足の課題に対応するため、世代交代や活動の引継ぎに関する講座を開催し、新しい担い手の育成を進めます。また増加する高齢者人口を踏まえた参加の促進や、性別や障害の有無、国籍などに関係なく、すべての人が市民活動に参加できるよう取組を推進します。

市民活動活性化の視点2 ささえる

方向性2 市民活動団体の運営力強化

NPO 法人をはじめとする市民活動団体が自立した活動を続けられるよう、財政基盤の強化や社会的評価の向上を図ります。さらに、堺市社会福祉協議会などと連携し、活動に関する取組を推進します。

取組項目	取組内容
事業運営・活動に関する支援	市民活動コーナーでの相談対応や、必要に応じて、中小企業診断士や税理士などの専門家による助言を活用し、市民活動団体が抱える運営課題の解決を支援します。また堺市民活動サポートセンターによる活動拠点の取組を通じて、団体の円滑な事業運営を後押しします。
資金調達と情報発信力の向上支援	団体が自ら資金を調達できるよう、民間助成金情報の提供やクラウドファンディングなどの資金調達手法に関する情報を提供します。また、寄附を得るために必要な信頼や共感の醸成に向けて、情報発信力の向上を支援します。
認定・特例認定 NPO 法人制度の広報強化	認定・特例認定の取得による利点（寄附を受けやすくなるなど）や留意点（事務負担の増加など）について周知し、各法人が制度の活用を適切に検討・判断できるよう広報活動を強化します。

市民活動活性化の視点3 つなげる

方向性3 多様な主体との連携・協働

多様化・複雑化する社会課題や地域課題の解決に向け、また新たな価値の創造に向けて、市民活動団体をはじめ企業や大学、行政など多様な主体との連携・協働を促す取組を進めます。また、現在連携している大阪公立大学に加え、他の大学や専門学校、高等学校などとの連携を拡大し、協働の範囲を広げる取組を進めます。

取組項目	取組内容
多様な主体をつなぐ交流機会の創出	様々な主体が相互に情報を共有し、目的や価値を分かち合い、連携を促進するきっかけとなるよう、講座やイベントを通じた交流の場を設けます。
連携・協働事例の紹介	情報紙などを通じて、市民活動団体と多様な主体との連携・協働による取組事例を紹介し、協働の促進に向けたヒントやきっかけを提供します。
マッチング・コーディネート機能の強化等	市民活動団体間の協働を促進するため、マッチングやコーディネート機能の強化を図ります。また、市民活動に関わる多様な分野のコーディネーター同士による情報交換や連携強化の取組について検討します。

2 取組の推進

堺市市民活動活性化基本方針では、市民活動を取り巻く社会情勢の変化や市民活動団体の現状を踏まえ、課題を整理した上で、今後の取組の方向性を示しています。今後は、第3章で掲げる基本理念に基づき、各種施策を推進します。

市民活動団体の取組状況については、定期的の実態調査を行い現状の把握に努めます。また、調査結果を検証し、市民活動の一層の活性化に向けた取組を進めます。

参考資料

1 用語の説明

行	用語	説明
ア	ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。コンピュータやインターネット、スマートフォン、ネットワークなど、情報の取得・処理・伝達・共有に関わる技術や仕組み
	一般社団法人・一般財団法人	平成 20 年 (2008 年) 施行「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、非営利法人の設立を簡便にすることを目的に創設。一般社団法人・一般財団法人とは、剰余金の分配を目的としない団体で、事業の公益性の有無に関わらず登記のみで法人格の取得が可能
	SNS	Social Networking Service の略。インターネット上で、つながりの場を提供するサービス。情報発信やコミュニケーションのために利用される。
	SDGs	Sustainable Development Goals の略。平成 27 年 (2015 年) に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた持続可能な開発目標
	NPO	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、営利を目的とせず社会的な課題の解決や公益の増進を目的として活動する団体の総称
	オンデマンド	オンデマンド (On Demand) は「要求に応じて」という意味で、必要なときに必要なサービスを利用できる仕組みのこと
カ	企業	製品やサービスの提供により利益を獲得し、継続的に経済活動を行う組織の総称。事業の成長や雇用の創出、地域社会や国全体の経済発展に寄与する役割を担う。(本来は個人事業主も含まれるが、本基本方針での定義は株式会社などの営利法人を企業として位置付けている)
	協働	各主体がお互いの立場や特性を尊重し、共通する課題の解決や目的の実現に向け、社会のニーズに沿ったサービスを提供するなどの協力関係を築くこと
	行政	国や地方自治体が法律に基づき、公共の福祉の向上を目的として行う活動。主な役割について、国は全国的な政策の立案・実施、都道府県や市町村などの地方自治体は、地域に密着した行政サービスを担当
	クラウドファンディング	Crowd (群衆) と Funding (資金調達) を組み合わせた造語。企画や活動などをインターネットで発信し、複数の支援者から少額ずつ資金を集める仕組みのこと
サ	CSR	Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任) の略。企業が経済的利益の追求に加え、社会や環境と共存しながら持続可能な成長を図るため、環境保護、人権尊重、地域社会への貢献など、社会的責任を果たす行動をとること
	市民	市内に居住、通学、通勤する個人や、市内で事業活動や公益的な活動を行っている個人
	市民活動	営利を目的とせず、市民が自発的・自主的に社会や地域のために行う公益的な活動のこと
	市民活動団体	市民活動の定義に基づき、地域社会の課題解決や公益の増進を目的として活動する団体。本基本方針での定義は NPO 法人、ボランティア団体のほか、地縁団体 (組織) も含まれる。さらに、活動や事業内容によっては、一般社団法人・一般財団法人等を含む。

行	用語	説明
タ	大学	大学院の研究科を含む大学や短期大学など、学術研究や専門教育を行う高等教育機関のこと
	地域コミュニティ	地域住民が日常生活の中でつながりを持ち、協力し合いながら暮らす社会のこと
	地縁団体（組織）	自治会や町内会など一定の区域に住んでいる人で構成される団体で、良好な地域社会の維持や形成のために地域的な共同活動を行う団体
	テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用し、職場以外の場所で仕事を行う働き方のこと。Tele（離れた場所）と Work（働く）を組み合わせた造語。在宅勤務やリモートワークとも呼ばれる。
ハ	パブリック・サポート・テスト（PST）	認定 NPO 法人になるために、広く市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準。実績判定期間（直前の 2 事業年度）において、次のいずれかの基準に適合する必要がある。 ①相対値基準：経常収入金額のうち寄附金など収入金額の占める割合が 20%以上であること ②絶対値基準：各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数の合計が年平均 100 人以上であること
	プロボノ	仕事で培ったスキルや経験を活かす社会貢献活動のこと。プロボノとは、「公共善のために」を意味するラテン語「Pro Bono Publico」が語源
	ボランティア活動	自発的な意思に基づき、他者や社会のために無償で貢献する活動。地域福祉や環境保全、災害支援など、社会の課題解決や地域の活性化に寄与するもの
	ボランティア団体	自発的な意思に基づき、他者や社会のために貢献する活動を行う非営利の団体。地域福祉や環境保全、災害ボランティアなど、社会的な使命感や共感を原動力に活動
ラ	労働者協同組合	令和 4 年（2022 年）10 月施行「労働者協同組合法」に基づき、地域社会の多様な課題に対応するための新たな選択肢として創設。（ワーカーズ・コープ、ワーカーズ・コレクティブとも呼ばれる）組合員自身が出資すること、経営に参画すること、事業に従事することを基本原則とする組織

2 ご助言をいただいた有識者の皆様

堺市市民活動活性化基本方針の改定に当たり、各分野において豊富な知識と経験をお持ちの有識者の皆様から、貴重なご意見やご助言をいただきました。ご協力に深く感謝申し上げます。

- 大塚 耕司 大阪公立大学 大学院現代システム科学研究科 教授
大阪公立大学ボランティア・市民活動センター（V-station）センター長
- 所 正文 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 事務局次長 兼 地域福祉課長
- 永井 美佳 社会福祉法人 大阪ボランティア協会 常務理事 兼 事務局長
特定非営利活動法人 日本 NPO センター 理事
- 吉田 忠彦 近畿大学 経営学部 経営学科 教授

（五十音順、敬称略）

堺市市民活動活性化基本方針
令和8年3月

堺市

市民人権局 市民生活部 生涯学習課

TEL : 072-228-7631 FAX:072-228-0371

ホームページ : <https://city.sakai.lg.jp/>

堺市配架資料番号 1-A8-25-0248